

設 計 書

県単急傾斜地崩壊対策事業

課 長		課 長 補 佐		課 長 補 佐		係 長		審 査 者		設 計 者	
年 月 日	令 和 8 年 月 日					工 事 概 要	施工延長 L=7.0m 土工 1式 植生基材吹付工 60m2 工事中防護柵工 12m				
工 事 番 号	第 号										
河 川 名 路 線 名											
施 行 位 置	阿久根市 鶴川内 地内										
工 事 名	令和8年度 宇土迫地区県単急傾斜地崩壊対策工事										
工 期	130日間	施 行 方 法	直 営 ・ 請 負								
支 出 科 目	年 度 8	会 計		款		項	目		節		
	区 分		金 額			摘 要					
	設 計 額		円								
其 の 他	急傾斜地の崩壊防止を図るため、防護工事を実施するものである。										

費 用	金 額	備 考
事 業 費	円	
工 事 費	円	
本 工 事 費	円	工事価格 円 消費税 相当額 円
附 帯 工 事 費		
測 量 及 び 試 験 費		
用 地 費 及 び 補 償 費		
換 地 諸 費 又 は 権 利 交 換 諸 費		
事 務 費		
事 務 雑 費		
工 事 雑 費		

工 事 設 計 書		
設計書総括情報		
事 務 所 名	阿久根市	
設 計 書 名	実施設計書	
事 業 名		
積算総括情報		
諸 経 費 体 系	A 公共	
適用単価区分	1 実施単価	
単価適用地区	31 北薩③	
単 価 適 用 日	0 令和 8年 9月 1日	
積算条件／諸経費情報	【 当 世 代 】	【 前 世 代 】
前払率 (%) 工種 施工地域 現場環境改善費 消費税税率 契約保証	0 0 % (前払金保証対象外) 2 0 急傾斜地崩壊対策 0 9 補正無し 0 7 計上無し 0 4 消費税税率：1 0 % 0 3 無保証	

本 工 事 費 内 訳 表

頁0-0003

費目・工種・施工名称など		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
本工事費							X1000
斜面对策	レベル 1						Y29000000
				式			
砂防土工	レベル 2						Y29010000
				式			
掘削工	レベル 3						Y29010100
				式			
掘削 (土砂)							Y29010101
				式			
	土砂掘削 (現場制約あり)						SQZ001 0
		20	m 3				施工内訳0-0001号表
	積込 (ルーズ)						SQZ007 0
	土砂						
	小規模 (標準以外)	20	m 3				施工内訳0-0002号表
	人力運搬 (積込み～運搬～取卸し)						SQZ018 0
	換算距離20m以下	20	m3				施工内訳0-0003号表
残土処理工	レベル 3						Y29010V00
				式			

本 工 事 費 内 訳 表

頁0-0004

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
残土処理						Y29010V01
			式			
土砂運搬(小規模) 運搬距離1.5km超2.5km以下, DID無し 積込:バックホ山積0.28m3(平積0.2m3)						SQZ002 0
	20	m3				施工内訳0-0004号表
処分費(直工内)						#0042
建設発生土受入料						F0001 0
	20	m3				
法面工 レベル2						Y290B0000
			式			
法面整形工 レベル3						Y29010L00
			式			
法面整形(切土部)						Y29010L01
			式			
切土部法面整形 砂質土、砂及び砂質土、粘性土 現場制約有り						SQZ029 0
	60	m ²				施工内訳0-0005号表
植生工 レベル3						Y290B0100
			式			

本 工 事 費 内 訳 表

頁0-0005

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
植生基材吹付						Y290B010B
			式			
植生基材吹付工 3 cm 1 0 0 m ² 未満 通常の場合						S8428 0
	60		m ²			施工内訳0-0006号表
仮設工 レベル 2						Y291A0000
			式			
防護柵工						Y3369
工事中防護柵工 急傾斜事業 H=3.0m 土留板 木材支柱（松材使用） 土留材料 杉板 2 0 0 × 2 0 × 3 . 6 設置撤去込み						S4821 0
	12		m			施工内訳0-0007号表
＊ ＊ 直接工事費 ＊ ＊						
共通仮設費（ 率分）						
			式			
＊ ＊ 共通仮設費計 ＊ ＊						
＊ ＊ 純工事費 ＊ ＊						

本 工 事 費 内 訳 表

頁0-0006

費目・工種・施工名称など		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
現場管理費							
				式			
現場管理費計							
工事原価							
一般管理費							
				式			
契約保証費							
				式			
一般管理費等計							
工事価格							
消費税相当額							
				式			
請負工事費							

本 工 事 費 内 訳 表

頁0-0007

費目・工種・施工名称など		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
工事価格計							
消費税相当額計							
請負工事費計				式			

土砂掘削（現場制約あり）

SQZ001

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0001号表

機械構成比： 労務構成比： 材料構成比： 市場単価構成比： 標準単価：¹

m 3 当り

代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	代 表 機 労 材 規 格 (東京地区)	単価 (東京地区)	備 考
普通作業員			普通作業員		R0200
積算単価			積算単価		EP001
*** 単位当り計 ***					
A=1 土砂 I=1 II-1-②-7			B=4 現場制約あり		

積込（ルーズ）
土砂
機械構成比：

SQZ007
小規模(標準以外)
労務構成比：

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0002号表

1
m 3 当り

代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	代 表 機 労 材 規 格 (東京地区)	単価 (東京地区)	備 考
小型バックホウ（クローラ型）[標準型] 排ガス2次 山積0. 1 3 m 3			小型バックホウ 山積0. 1 3 m3 クローラ型 [標準型・排ガス2次]		MB401P
運転手（特殊）			運転手（特殊）		R1400
軽油			軽油 パトロール給油		T0002
積算単価			積算単価		EP001
*** 単位当り計 ***					

積込（ルーズ）
土砂
機械構成比：

SQZ007
小規模(標準以外)
労務構成比：
材料構成比：

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0002号表

1
標準単価：
m 3 当り

代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	代 表 機 労 材 規 格 (東京地区)	単価 (東京地区)	備 考
A=1 C=1 土砂 Ⅱ-1-②-27			B=5 小規模(標準以外)		

人力運搬（積込み～運搬～取卸し）
換算距離20m以下
機械構成比：

SQZ018

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0003号表

労務構成比：

材料構成比：

市場単価構成比：

標準単価：
1

m3 当り

代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	代 表 機 労 材 規 格 (東京地区)	単価 (東京地区)	備 考
普通作業員			普通作業員		R0200
積算単価			積算単価		EP001
*** 単位当り計 ***					
A=1 20m以下			B=1 II-1-④-2		

土砂運搬(小規模)
運搬距離1.5km超2.5km以下, DID無し
機械構成比:

SQZ002
積込:バックホ山積0.28m3(平積0.2m3)
労務構成比:

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0004号表

標準単価: 1 m3 当り

代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	代 表 機 労 材 規 格(東京地区)	単価(東京地区)	備 考
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル] 4 t 積級 タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む			ダンプトラック 4 t 積級 オンロード・ディーゼル タイヤ損耗費及び補修費 (良好) を含む		M1004P
運転手 (一般)			運転手 (一般)		R1500
軽油			軽油 パトロール給油		T0002
積算単価			積算単価		EP001
*** 単位当り計 ***					

代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	代 表 機 労 材 規 格(東京地区)	単価(東京地区)	備 考
A=2 小規模 C=1 土砂(岩塊・玉石混り土含む) E=13 1.5km超2.5km以下			B=5 バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3) D=1 無し G=1 II-1-②-13		

代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	代 表 機 労 材 規 格 (東京地区)	単価 (東京地区)	備 考
普通作業員			普通作業員		R0200
土木一般世話役			土木一般世話役		R2500
積算単価			積算単価		EP001
*** 単位当り計 ***					
A=2 切土部 D=2 れ質土、砂及び砂質土、粘性土 F=1 II-2-①-4			C=1 有り E=1 全ての費用		

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
植生基材吹付工 厚 3 cm	100.00	m ²			T8418 市場単価
*** 合 計 ***	100	m ²			
*** 単位当り計 ***	1	m ²			
A=1 植生基材吹付工 3 cm C=1 制限しない場合 F=1 通常の場合			B=5 1 0 0 m ² 未満 E=1 4 5 m以下又は植生基材以外 G=1 VI-2-④-1		

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
杉板 幅20cm×厚3.6cm×長 2 m	1.050	m 3			T0717 200×20×3.6× 75
** 損料 **		1 0 m			+00 1
♪工事中防護柵工（木材） 丸太等 H=3.0m 土留板	10	m			S4822 1 施工内訳0-0008号表
** 雑材料 **	10	%			#01
とび工	3.0	人			R0600
普通作業員	6.4	人			R0200
諸雑費	1	式			#10
** m 当り **		m			+00
*** 単位当り計 ***	1	m			
A=2 H=3.0m 土留板 木材支柱 C=1 参-河-17			B=2 松材使用		

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
松丸太 末口10cm以下，長さ3m以下	0.290	m3			T0743 L=4.0m φ=12cm 5本
松丸太 末口12～21cm，長さ3m以下	0.290	m3			T0744 L=4.0m φ=12cm 5本
松丸太 末口12～21cm，長さ3m以下	0.145	m3			T0744 L=2.0m φ=12cm 5本
松丸太 末口12～21cm，長さ3m以下	0.110	m3			T0744 L=1.5m φ=12cm 5本
** 損料 **		m			+00
*** 合 計 ***	10	m			
*** 単位当り計 ***	1	m			
A=2 H=3.0m 土留板 C=1 参-河-17			B=2 松材使用		

入力データ一覧表

頁0-0018

コード	名 称 ・ 規 格 な ど	数 量／ 単 位	単 価 金 額	条 件 名 称 条 件 名 称
X1000	＊＊本工事費＊＊			
Y29000000	斜面对策 レベル 1	式		
Y29010000	砂防土工 レベル 2	式		
Y29010100	掘削工 レベル 3	式		
Y29010101	掘削（土砂）	式		
SQZ001	土砂掘削（現場制約あり）	20 m ³		A=1, B=4, I=1 A=土砂, B=現場制約あり, I=Ⅱ-1-②-7
SQZ007	積込（ルーズ） 土砂	20 m ³		A=1, B=5, C=1 A=土砂, B=小規模（標準以外）, C=Ⅱ-1-②-27
SQZ018	人力運搬（積込み～運搬～取卸し） 換算距離20m以下	20 m ³		A=1, B=1 A=20m以下, B=Ⅱ-1-④-2
Y29010V00	残土処理工 レベル 3	式		
Y29010V01	残土処理	式		
SQZ002	土砂運搬（小規模） 運搬距離1.5km超2.5km以下, DID無し	20 m ³		A=2, B=5, C=1, D=1, E=13, G=1 A=小規模, B=バックホウ山積0.28m ³ （平積0.2m ³ ）, C=土砂（岩塊・玉石混り土含む）, D=無し, E=1.5km超2.5km以下, G=Ⅱ-1-②-13
#0042	＊処分費（直工内）＊			
F0001	建設発生土受入料	20 m ³		
Y290B0000	法面工 レベル 2	式		
Y29010L00	法面整形工 レベル 3	式		
Y29010L01	法面整形（切土部）	式		
SQZ029	切土部法面整形 れき質土、砂及び砂質土、粘性土	60 m ²		A=2, C=1, D=2, E=1, F=1 A=切土部, C=有り, D=れき質土、砂及び砂質土、粘性土, E=全ての費用, F

入力データ一覧表

頁0-0019

コード	名 称 ・ 規 格 な ど	数 量／ 単 位	単 価 金 額	条 件 名 称 条 件 名 称
				=Ⅱ-2-①-4
Y290B0100	植生工 レベル3	式		
Y290B010B	植生基材吹付	式		
S8428	植生基材吹付工 3 cm 1 0 0 m ² 未満	60 m ²		A=1, B=5, C=1, E=1, F=1, G=1 A=植生基材吹付工 3 cm, B= 1 0 0 m ² 未満, C=制限しない場合, E=4 5 m以下又は植生基材以外, F=通常の場合, G=Ⅵ-2-④-1
Y291A0000	仮設工 レベル2	式		
Y3369	防護柵工			
S4821	工事中防護柵工 急傾斜事業 H=3.0m 土留板 木材支柱（松材使用）	12 m		A=2, B=2, C=1 A=H=3.0m 土留板 木材支柱, B=松材使用, C=参-河-17
G0000	**直接工事費**			
Z0050	共通仮設費（率分）	式		
G1000	**共通仮設費計**			
G2000	**純工事費**			
Z0020	現場管理費	式		
G2900	**現場管理費計**			
G4000	**工事原価**			
Z0030	一般管理費	式		
Z0031	契約保証費	式		
G4100	**一般管理費等計**			

入力データ一覧表

頁0-0020

コード	名 称 ・ 規 格 な ど	数 量／ 単 位	単 価 金 額	条 件 名 値 条 件 称
G4800	＊＊工事価格＊＊			
Z0038	消費税相当額	式		
G5000	＊＊請負工事費＊＊			
G6000	工事価格計			
Z0039	消費税相当額計	式		
G4900	請負工事費計			

登録単価一覧表

コード	名称・規格1・規格2	単位	単価 (0. 4. 8)	単価 (1. 5. 9)	単価 (2. 6)	単価 (3. 7)	特殊集計	集計区分
F0001	建設発生土受入料	m3	1,800					

機 労 材 集 計 表

頁0-0022

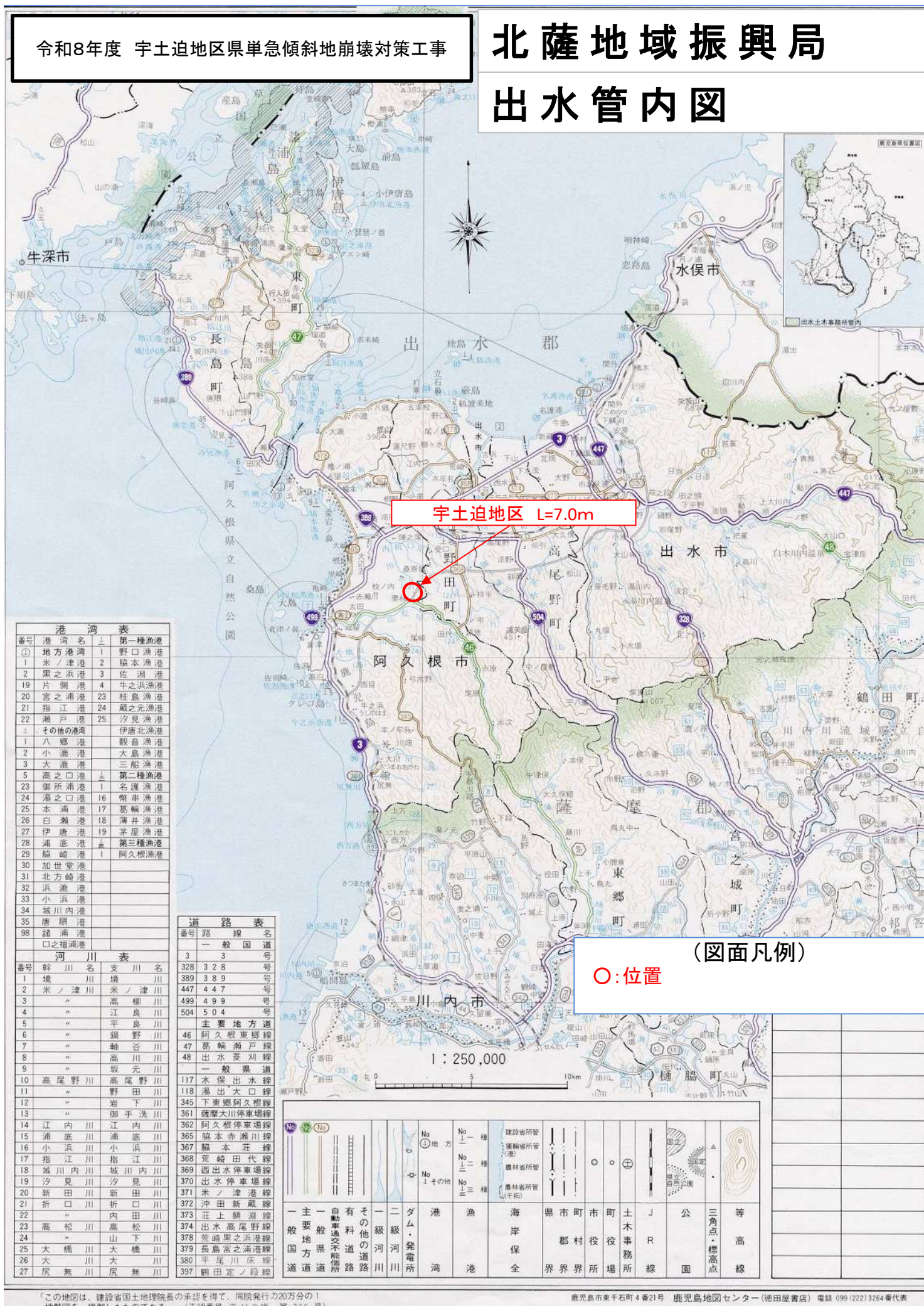
項番	単価 コード	集計 区分	単 価 値	数量累計	単 位	単 価 名 称	集 計 区 分 名 称
1	M1004P	191		0.8000	供用日	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	運搬・荷役機械等
2	MB401P	190		1.2000	供用日	小型バックホウ (クローラ型) [標準型]	掘削・積込機械等
3	R0200	202		20.4800	人	普通作業員	労務単価
4	R0600	202		3.6000	人	とび工	労務単価
5	R1400	202		1.0000	人	運転手 (特殊)	労務単価
6	R1500	202		0.8000	人	運転手 (一般)	労務単価
7	R2500	202		0.6000	人	土木一般世話役	労務単価
8	T0002	221		43.4000	L	軽油	3-1 燃料類
9	T0717	292		0.2520	m 3	杉板	16-1 木材
10	T0743	292		0.0696	m 3	松丸太	16-1 木材
11	T0744	292		0.1308	m 3	松丸太	16-1 木材
12	T8418	333		60.0000	m ²	植生基材吹付工	市場単価 (14) 法面工

数量計算表

工種	項 目		計 算 式 (上段：当初，下段：変更)	数量	設計数量	単位	備 考
	種 別	細 別		上段：当初 下段：変更	(上段：当初) (下段：変更)		
施工延長	県単急傾斜地崩壊対策事業	宇土迫地区	7.0	7.0	7.0	m	
		計			7.0	m	
【本工事】							
土工	掘削	土砂掘削	16.0 (土坪計算書にて算出)	16.0	20	m3	
		土砂 現場制約あり					
		土砂積込 (ルーズ)	16.0 (土坪計算書にて算出)	16.0	20	m3	
		小規模 (標準以外)					
		人力運搬 (積込み～運搬～取卸し)	16.0 (土坪計算書にて算出)	16.0	20	m3	
		換算距離20m以下					
	土砂運搬 (小規模) 運搬距離2.5km	16.0 (土坪計算書にて算出)	16.0	20	m3		
DID無し バックホウ山積0.28m3 (平積0.2m3)							
	残土処分	建設発生土受入料	16.0 (土坪計算書にて算出)	16.0	20	m3	
法面工	法面整形工	切土部法面整形	64.08 (求積図参照)	64.1	60	m2	
		現場制約有り					
	植生工	植生基材吹付工	64.08 (求積図参照)	64.1	60	m2	
仮設工	防護柵工	工事中防護柵工 急傾斜事業 H=3.0m 設置撤去込み	12.0 (工事中防護柵工参照)	12.0	12	m	

北薩地域振興局

出水管内図



特記仕様書

第1章 総則

(総則)

第1条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

- (1) 工事名：令和8年度 宇土迫地区県単急傾斜地崩壊対策工事
- (2) 工事場所：阿久根市 鶴川内 地内

第2条 この工事は、契約図書及び図面によるほか、この特記仕様書ならびに下記仕様書等その他諸法を遵守し施工しなければならない。

なお、本特記仕様書及び共通仕様書、要綱、指針、示方書（最新版）に記載されていない事項で疑義が生じた場合は、別紙「工事打合簿」により監督職員（以下「甲」という。）と協議し、かつその指示に従うこと。

- (1) 土木工事共通仕様書（鹿児島県土木部制定）
- (2) 土木工事施工管理基準（鹿児島県土木部制定）
- (3) 土木請負工事必携（鹿児島県土木部制定）
- (4) 砂防事業設計積算基準（鹿児島県土木部制定）
- (5) 急傾斜地崩壊対策事業の手引き（鹿児島県土木部制定）
- (6) コンクリート標準示方書（土木学会制定）
- (7) コンクリートのポンプ施工指針（土木学会）
- (8) 建設副産物適正処理推進要綱＜改定＞（国土交通省）
- (9) 土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課）
- (10) その他関係要綱、指針、示方書等

第3条 この工事の契約数量は、別添「本工事内訳書」のとおりとする。

なお、この数量に変更を生じた場合は、甲乙協議のうえ契約変更の対象とする。

ただし、出来形等に係る設計値は図面及び構造物調書のとおりとする。

第4条 契約の保証は、当初請負金額が500万円を超える場合、請負金額の10分の1以上の金銭的保証を要す。

(前払金)

第5条 保証事業会社の保証がなされている請負金額500万円以上のものについては、請負金額の10分の4以内で前払金を請求することができる。

なお、当初設計においては前記の前払金を受けるものとして一般管理費の率を計上してあるが、前払金を受けない場合でも、一般管理費の率は変更の対象としない。

- 2 次に掲げる要件のいずれにも該当し、前項により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証がなされたものについては、請負金額の10分の2以内で中間前払金を請求することができる。

ただし、契約に当たり部分払することを選択した場合は、中間前金払を行わないこととする。さらに、前払金と中間前払金との合計は請負金額の10分の6を超えないものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工

事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

3 前金払を請求する場合は、請求書に保証事業会社の保証に係る保証証書を添付して提出しなければならない。

(部分払金)

第6条 部分払は、請負金額が500万円以上の場合、2回まで（既に前払いがなされているときは1回迄）行えるものとする。ただし、中間前金払があるときは、原則として部分払いは行わない。

(工事カルテ作成、登録)

第7条 請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、実績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成時に工事实績情報として「通知書」を作成し監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後10日以内（土、日、祝日等を除く）に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内（土、日、祝日等を除く）に、完成時は工事完成後10日以内（土、日、祝日等を除く）に（財）日本建設情報総合センターに登録しなければならない。

変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金2,500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。

また、登録完了後は、（財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

(電子納品)

第8条 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「阿久根市電子納品ガイドライン（案）（令和4年1月）：（以下「ガイドライン」という。）」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

【阿久根市ウェブサイト】

ホーム > 市政情報 > 施策・計画 > 土木・建築・交通 > 電子納品

2 ガイドラインに基づき作成した電子成果品は、電子媒体で正本・副本各1部の計2部提出する。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定する。

(技術者)

第9条 請負者は、測量・調査・施工管理・検査のために専属して経験のある技術者を常置し、監督職員の指示に応じなければならない。

(監理技術者等の専任を要しない期間)

第10条 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、打合せ記録簿により明確となっていることを条件に、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにお

いて定めること。

- 2 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（「工事目的物引受書」等における日付）とする。

（配置技術者等の途中交代）

第 11 条 配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、退職等、真にやむを得ない場合の他、下記に該当する場合である。

- (1) 請負者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- 2 前 1 項の場合にあっても、請負者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。

（現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合）

第 12 条 現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第 10 条第 3 項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
 - (2) 工事請負契約書第 20 条により工事が一時中止されている期間
 - (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。
 - (4) 前 3 号に掲げる期間のほか、請負者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間
- 2 発注者への報告

前 1 項の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。

第 13 条 現場代理人の兼任

1 現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の(1)から(5)のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

また、主たる工種が区画線工事の場合、次の(1)、(2)及び(6)の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現

場の兼任を認めるものとする。

なお、専任の主任（監理）技術者と現場代理人を兼務する場合において、専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については、(2)、(4)、(5)の要件を満たすものとし、兼任できる工事は2件までとする。

- (1) 兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の請負金額が4,500万円※未満であること。ただし、設計変更により、工事の請負金額が4,500万円※以上となり、各々の工事における主任（監理）技術者と現場代理人が異なる場合においては、受発注者協議の上、兼任することが出来る。
- (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
- (3) 兼任する工事の相互の移動は、概ね1時間以内であること。
- (4) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- (5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。
- (6) 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。

※ 建築一式工事は、9,000万円

2 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、「兼任（変更）申請書」（別紙1）を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、「現場代理人等選任（変更）通知書」により、発注者に通知すること。

なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

3 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

（施工体制台帳の作成等について）

第14条 本工事の請負者は、建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。

（施工体系図の作成等について）

第15条 本工事の請負者は、工事を施工するために、建設工事の一部または以下のアからエの業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事または業務の着手前までに）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。

ア 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務

イ 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務

- ウ 工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務
- エ その他監督職員が記載を指示した業務等

第2章 工事の施工

（国土調査の基準点等測量標識等の保全）

第16条 施工区域内に国土調査の基準点等測量標識等がある場合は、その取り扱いについて監督職員に指示を仰ぐとともに、施工前に設置者と協議すること。

（管内（県内）建設業者の優先使用）

第17条 請負業者は、工事の一部を下請けに付する場合は、北薩地域振興局管内に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。

（県産資材の優先使用について）

第18条 工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの（以下「県産資材」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。

第19条 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場合に掲げなければならない。

第20条 工事等の施工にあたって要する物品等の調達について

- 1 資材、機械の購入や借入れ等をする場合は、可能な限り阿久根市内業者を優先して活用すること。
- 2 建設現場内における飲食のほか、現場事務所内で必要とされる事務用品等の購入は可能な限り阿久根市内業者から購入すること。

第21条 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設発生汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

第22条 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の提出

本工事の施工により発生する産業廃棄物については、処分状況等の記録（E票の写し及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)総括表(別添様式1)）を工事完成図書に添付すること。

なお、工事完了時点で最終処分が完了せず、E票が処分業者より返送されていない場合は、A票、B2票及びD票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。

ただし、この場合においても、最終処分が完了し、E票が処分業者より返送され次第、直ちに同票の写しを提出すること。

(建設発生土の処理)

第23条 本工事の施工により発生する建設発生土は、下記の場所に搬出すること。

- (1) 受入場所の名称：(有)明和運輸
 - (2) 受入場所の所在地：出水市野田町上名 7562 番地
 - (3) 受入時間帯：8時30分～16時30分
 - (4) 搬出土の土質：砂質土等
 - (5) 搬出土量：約20m³
 - (6) 搬出距離、時間：2.5km(片道)、約3分
- 2 「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含めて提出するとともにその内容を発注者に説明すること。
 - 3 再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲げること。
 - 4 再生資源利用促進計画の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更し、その内容を発注者に報告すること。
 - 5 工事完成後、速やかに再生資源利用促進計画の実施状況の記録及び「建設発生土受領書」を完成書類に含めて提出すること。
 - 6 再生資源利用促進計画及びその実施状況の記録を工事の完成後5年間保存すること。
 - 7 土質試験が必要な場合は、試験項目や回数について搬出先と双方協議し決定すること。
 - 8 工事発注後にやむを得ない事情により上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。

(過積載等の防止)

第24条 ダンプトラック等による過積載等の防止について以下のことを遵守すること。

- (1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
- (4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下法という)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (7) 第1号から第6号のことにつき、下請契約における請負者を指導すること。

第3章 その他

(暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置)

第25条 阿久根市が発注する建設工事等(以下「市工事等」という。)において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく市(発注者)及び警察に通報すること。市工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れ

が生じる等の被害が生じた場合は、市（発注者）と協議を行うこと。

（ヤンバルトサカヤスデのまん延防止）

第 26 条 ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、当該現場での土壌や植物等の搬出入に当たっては、別添「ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について」を参考に、十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスデの棲息が確認された場合は、まん延防止対策を講ずる必要があるため、棲息状況等の調査を行い、監督職員に報告すること。

（週休 2 日）

第 28 条 本工事は、「週休 2 日」試行工事（受注者希望型）の対象である。

2 試行に当たっては、『「週休 2 日」試行工事实施要領』に基づき行うものとする。

3 実施要領は、阿久根市ホームページから取得できる。

（環境改善実施要領について）

第 29 条 本工事の実施にあたっては、「環境改善実施要領（工事現場編）」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

【別添】

ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について

1 土・樹木等の措置

(1) 発生地区からの搬出を極力抑えることを原則とする。

(2) 廃棄樹木等については、一般廃棄物、産業廃棄物が取扱いが可能な焼却施設で焼却処理する。

一般廃棄物：市町村の所管する焼却施設、業の許可を有している民間の焼却施設

産業廃棄物：業の許可を有している民間の焼却施設（産業廃棄物税が発生します。）

2 工事区域周辺部の措置

周辺部への拡散を防止するため、周辺部に薬剤散布等の措置を行う。

3 やむを得ず、土・樹木等を発生地区から搬出する場合の措置

(1) 薬剤処理・薫蒸処理後、搬出する。

(2) 薬剤処理の困難な農作物等の搬出の場合は、付着土壌の除去、目視除去後、搬出する。

4 発生地区に搬入した建設機材や農・林業工作機械の措置

付着土壌の除去並びに薬剤処理後、搬出する。

5 未発生地区での措置

発生地区からの土・樹木等の搬入や農・林業工作機械の移動等があった場合は、上記１～３の措置が講じられているかを確認する。

※奄美群島以外でヤンバルトサカヤスデの発生が確認されている地区

H 1 1：南九州市（旧穎娃町、旧知覧町）、

H 1 4：指宿市（旧山川町）、屋久島町（旧屋久町）

H 1 5：鹿児島市（旧吉田町）、日置市（旧吹上町）、枕崎市

H 1 6：鹿児島市

H 1 7：指宿市

H 2 2：出水市、南さつま市

H 2 5：霧島市、阿久根市

H 2 6：鹿屋市、姶良市

H 2 9：長島町

R 0 3：西之表市、中種子町、錦江町

R 0 4：肝付町、薩摩川内市、いちき串木野市、南大隅町

R 0 6：大崎町

R 0 7：志布志市

(別紙報告書)

安全・訓練等の実施状況報告書

[illegible]

(別紙 1)

工 事 打 合 簿

発議者	○ 発注者 ○ 請負者	発議年月日	令和 年 月 日
発議事項	□指示 □協議 □通知 □承諾 □提出 □報告 □届出 □その他（ ）		
工事名		請負者名	
(内 容)			
添付図 葉、そのた添付図書 受領書 1 式			
処 理 ・ 回 答	発 注 者	上記について □指示 □承諾 □協議 □通知 □受理 します。 □変更契約の対象とするので、別途変更指示書にて通知します。 □緊急を要するものであるため、工事打合簿により指示します。 併せて、変更契約の対象となるので、別途変更指示書にて通知します。 □その他（ ）	
	請 負 者	上記について □了解 □協議 □提出 □報告 □届出 します。 □その他（ ）	
		監督職員	令和 年 月 日
		現場代理人	令和 年 月 日

課長	技術 補佐	総 括 監督員	監督員

現 場 代理人	主 任 技術者

材料使用承認願	
工 事 名	請 負 業 者 名
工 期	現 場 代 理 人 印
路線（河川名）	総 括 監 督 員 印
工 事 箇 所 名	監 督 員 印

[illegible]

契約担当者

殿

請負者
商号又は名称
代表者の氏名

現場代理人の兼任（変更）申請書

下記工事について、現場代理人を兼任したいので（変更）申請します。
なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に
留意します。

記

(1)兼任する工事 (県土木部工事)	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額（税込み）		
	現場代理人不在の間の緊急連絡先	氏名	
		連絡先	
(2)兼任する他の工事	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額（税込み）		
	発注機関名		
	監督員氏名		
	発注機関の連絡先		
(3)兼任する他の工事	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額（税込み）		
	発注機関名		
	監督員氏名		
	発注機関の連絡先		
工事現場の相互の 距離・移動時間	(1)-(2)	km	分
	(1)-(3)	km	分
	(2)-(3)	km	分

○添付書類：兼任する他の工事の当初契約書（写し）（※契約前の工事については後日提出）
○兼任する他の工事について、兼任の承認を受けていることがわかる書類の写しを後日提出すること

※1 廃棄物の品目毎に作成すること。

2 収集業者と運搬業者、中間処理業者と最終処分業者が異なる等の場合は、適宜項目を追加し作成すること。

3 E票が処分業者より返送されていない場合は、直近に返送された管理票の確認日を備考欄に記載すること。

「認定証」サンプル

第4号様式（第6集関係）

認定番号 鹿児島県第 号

かごしま認定リサイクル製品認定証

製品名：RC-40
（品目：土木建築関係製品）

製造者：株式会社

所在地

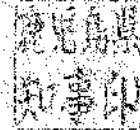
法人代表者 代表取締役

上記の製品は、かごしま認定リサイクル製品認定制度実施要綱第6条により認定された製品であることを証する。

令和元年10月7日

鹿児島県知事

三反型 訓



認定の年月日	令和元年10月7日
認定の有効期限	令和7年3月31日
製造事業所及び所在地	
製品の原材料となる産業廃棄物の種類	がれき類
配合の比率	コンクリート塊100%
審査に用いた品質基準	鹿児島県土木工部共通仕様書（「第2編材料編 第2章土木工事材料 第3節骨材 2-2-3-3アスファルト舗装用骨材」及び「第3編土木工学共通編 第2章一般施工 第6節一般舗装工 3-2-6-3アスファルト舗装の材料」の再資源石及び下層部骨材の適合条件）
主な用途	舗装材、基礎材、塞込材、埋戻材
その他	認定リサイクル製品の製造・加工の工程については、鹿児島県のホームページ及び一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会のホームページにおいて掲載

【認定制度担当部署】

鹿児島県環境林務部
廃棄物・リサイクル対策課
（リサイクル推進係）

(受領書記載例)

令和〇年〇〇月〇〇日

(搬出元)

株式会社 ○○○建設
○○ ○○ 殿

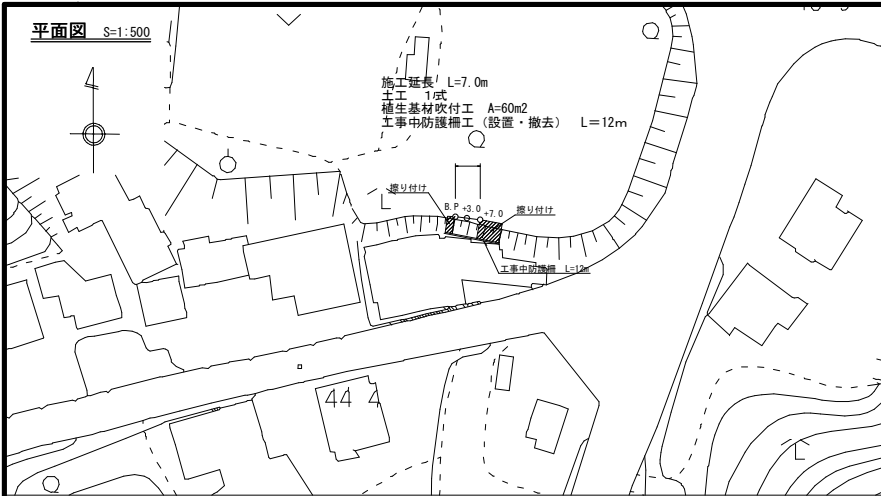
(搬出先)

●●●●●処分場
代表取締役 ●● ●●●

建設発生土受領書

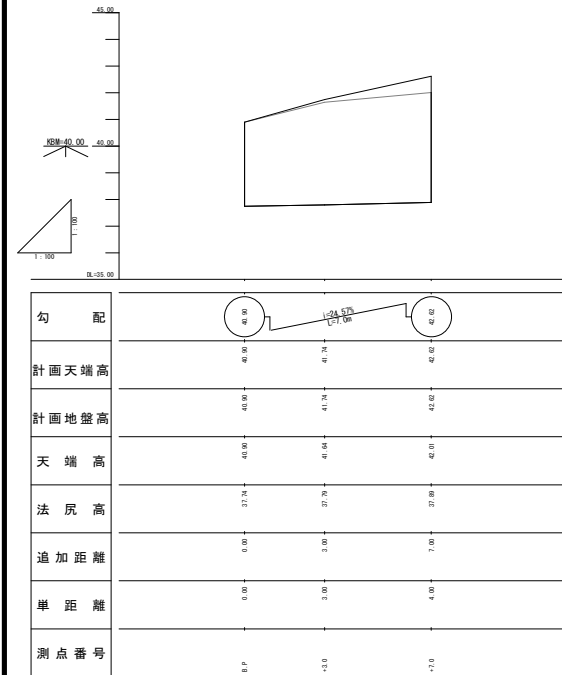
- 搬出先の名称及び所在地 : ●●●●●処分場
鹿児島県●●●市○○○町○○番地●地内
- 搬出先の管理者の商号, 名称 : 株式会社 ○○○○○
- 搬出元の名称及び所在地 : 道路改築工事 (●●工区)
鹿児島県●●●市○○○町○○番地●地内
- 土砂の搬出量 : 第1種建設発生土 約○○,○○○m³
- 搬入が完了した日 : 令和〇年〇〇月〇〇日

平面図 S=1:500

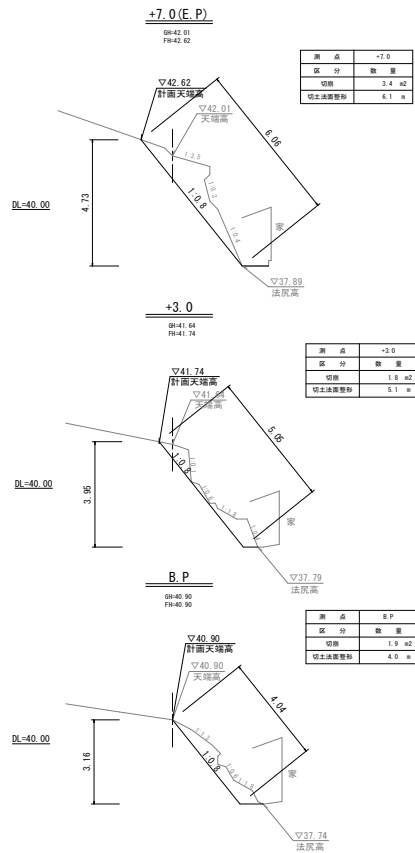


縦断面

V=1:100
H=1:100

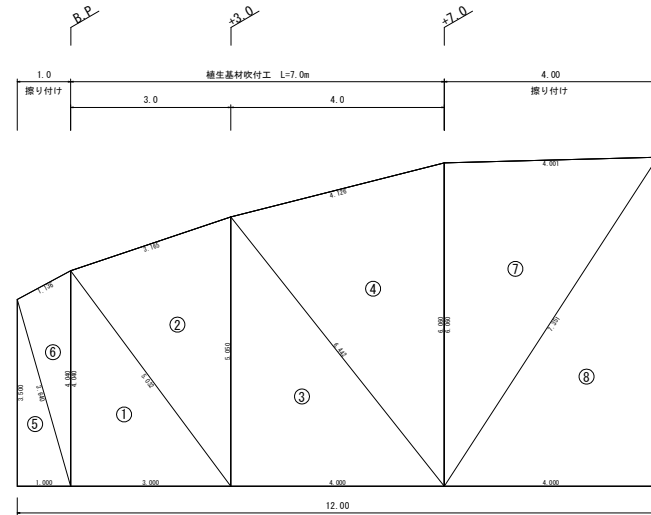


横断面 S=1:100



令和8年度 宇土迫地区県単急傾斜地崩壊対策工事

植生基材吹付工：求積図 S=1:50

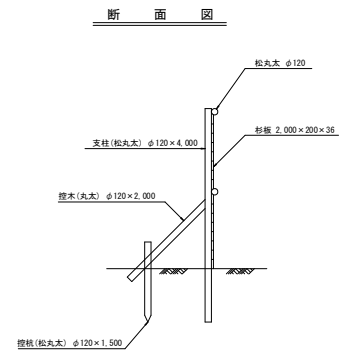
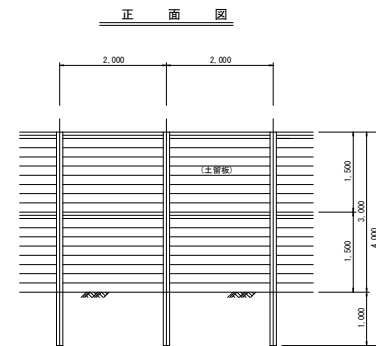


植生基材吹付工				
序号	3M	3M	3M	面積
1	5.032	4.640	3.000	6.06
2	5.055	3.185	5.032	7.51
3	6.442	5.032	4.000	10.10
4	6.442	6.060	4.126	12.12
合計				25.80

植生基材吹付工（掘り付け）				
序号	3M	3M	3M	面積
5	3.640	3.550	1.000	1.75
6	4.640	1.126	3.640	2.02
7	3.251	4.000	6.060	12.12
8	7.531	4.000	6.160	12.74
合計				28.23

A=35.85+28.23=64.08m²

工事中防護柵工



※法面部は保護シートにより養生すること。

実施設計図

阿久根市	
工事名	令和8年度 宇土迫地区県単急傾斜地崩壊対策工事
地区名	宇土迫地区
工事箇所	阿久根市 鶴川内 地内
図面種類	平面図・縦断面・横断面 求積図・工事中防護柵工
縮尺	各図参照
図面番号	全 1 葉 第 1 号